

シルバー人材センターを活用する高齢者の皆さまへ

シルバー人材センターの ご案内

シルバー人材センターで働く高齢者の就業日数などの上限や、請負、委任、派遣、職業紹介といった高齢者の就業形態別の働き方などをご紹介します。



目次

1 シルバー人材センターとは？	3
2 シルバー人材センターで働く高齢者の就業日数、就業時間	4
3 シルバー人材センターで働く高齢者の就業形態	
(1) 請負・委任	5
(2) 派遣	6
(3) 就業形態別の主な相違点	7
4 労働関係法令の適用、保険の加入	
(1) 労働関係法令の適用	8

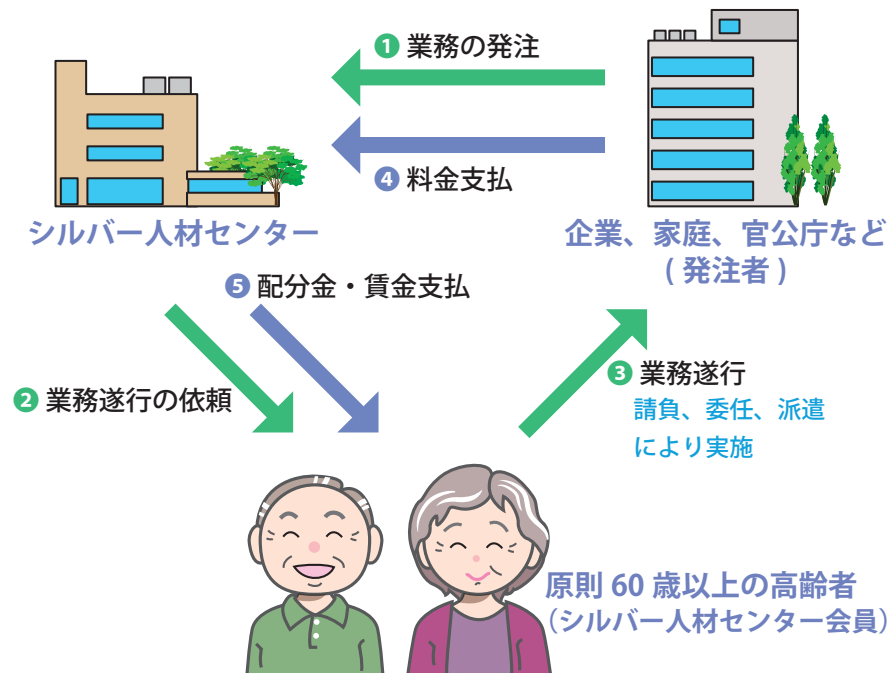
用語の説明

シルバー人材センター	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 44 条の指定を受けたシルバー人材センター連合およびシルバー人材センター連合の会員のシルバー人材センターをいいます。本ガイドラインでは、シルバー人材センター連合とシルバー人材センターを区分せずに、シルバー人材センターと称します。
会員	シルバー人材センターに入会し、就業機会の提供を受けることを希望する高齢者をいいます。
発注者	シルバー人材センターに、業務を発注する企業、家庭、官公庁などをいいます。
請負	当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約して行う行為をいいます。
委任	当事者の一方が事務をすることを相手方に委任し、相手方がこれを承諾して行う行為をいいます。
派遣	自己の雇用する労働者を、その雇用関係のもとに、かつ、他人の指揮命令を受けて、その他人のために労働に従事させることをいいます。
職業紹介	求人および求職の申し込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいいます。
料金	発注者が、シルバー人材センターに、請負、委任、派遣の対価として支払う報酬、職業紹介の手数料をいいます。
配分金	シルバー人材センターが、会員に、請負、委任の対価として支払う報酬をいいます。
賃金	シルバー人材センターが、会員に、派遣の対価として支払う報酬、職業紹介を受け会員を雇用した発注者が労働の対価として支払う報酬をいいます。

1 シルバー人材センターとは？

- シルバー人材センターは、高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目指しています。
- シルバー人材センターは、企業、家庭、官公庁などから業務を受注し、高齢者に働く場として提供しています。
- シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、都道府県知事が指定しています。

○シルバー人材センターの仕組み



○シルバー人材センターの目的

(高齢者の生活の充実)

- 高齢者の生きがいの充実、健康維持
高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実や健康の維持・増進を図る
- 高齢者の生活の一助
高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生活の一助を図る

(地域社会への貢献)

- 地域社会の維持・発展
高齢者が地域社会の担い手として働くことを通じて、地域社会の維持・発展を図る
- 現役世代への下支え
育児・介護などの現役世代を支える分野で高齢者が働くことを通じて、現役世代の活躍を推進する

2

シルバー人材センターで働く高齢者の就業時間

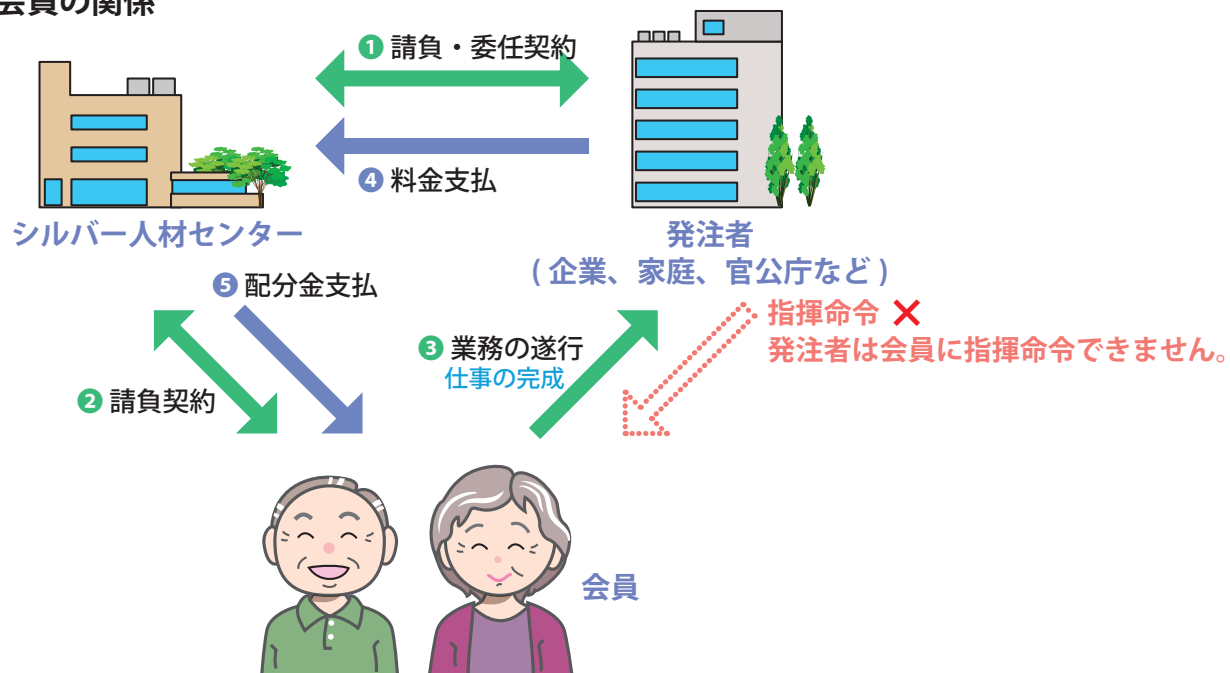
- シルバー人材センターが会員に提供する業務は、臨時的かつ短期的または軽易な業務であり、シルバー人材センターで働く高齢者の就業日数と就業時間は、おおむね月 80 時間をこえない範囲となります。
- このため、シルバー人材センターでの働き方は、現役世代の労働者などが 1 人で行う業務を複数の高齢者が時間や日にちで分担して行う方法（ローテーション就業）が基本となります。

3 シルバー人材センターで働く高齢者の就業形態

(1) 請負・委任

- シルバー人材センターが、発注者から業務を受注し、その業務を会員に請負・委任の方法により行う形態です。
 - シルバー人材センターは、発注者と業務の完成を目的とした請負・委任契約を締結し、その業務の完成を目的とした請負・委任契約を会員と締結して、業務を実施します。
- ※ 会員は請負・委任業務を自らの裁量で完成させるため、発注者は会員に指揮命令できません。

○発注者、シルバー人材センター、会員の関係

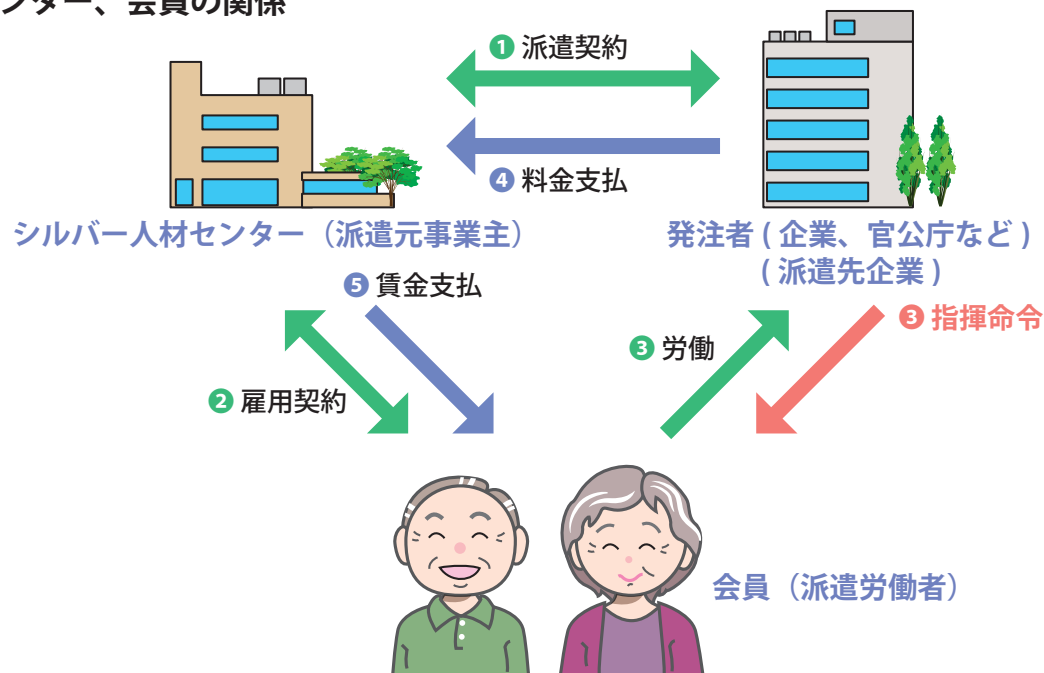


3 シルバー人材センターで働く高齢者の就業形態

(2) 派遣

- シルバー人材センターが、発注者から業務を受注し、会員を発注者の事業所などに派遣する方法により業務を行う形態です。
 - シルバー人材センターは、発注者と労働者派遣契約、会員と雇用契約を締結して、会員を発注者の事業所などに派遣します。
- ※ 会員が発注者の指揮命令を受けて働くことができます。

○発注者、シルバー人材センター、会員の関係



3 シルバー人材センターで働く高齢者の就業形態

(3) 就業形態別の主な相違点

	請負	委任	派遣
目的	会員が業務を完成させること	会員が業務を実施すること (業務の完成は目的でない)	会員が発注者の指揮命令に従い労働すること
会員の雇用	会員は雇用されない	会員は雇用されない	シルバー人材センターが会員を雇用する
指揮命令	会員は請負った業務を自らの裁量で完成させるため、発注者は会員に指揮命令できない	会員は委任された業務を自らの裁量で処理するため、発注者は会員に指揮命令できない	発注者は会員に指揮命令できる

4 労働関係法令の適用、保険の加入

(1) 労働関係法令の適用

- 会員が派遣の業務に従事する場合、会員は労働者となり、労働基準法、労働安全衛生法などの労働関係法令が適用されます。
- 会員が請負・委任の業務に従事する場合、会員は労働者とならないため、労働関係法令は適用されませんが、シルバー人材センターは、労働安全衛生法に準じた措置を講ずるなど、会員の安全を確保するための取り組みなどを行う必要があります。

○就業形態別の労働関係法令の適用

	会員の労働者性	適用される労働関係法令
請負・委任	労働者とならない	適用されない
派遣	シルバー人材センターに雇用され、労働者となる	労働者派遣法、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労災保険法、労働契約法など

4 労働関係法令の適用、保険の加入

(2) 保険の加入

① 傷害を被った場合の保険の適用

会員は、業務の従事中(通勤途上含む)に傷害を被った場合、以下の保険の給付を受けることができます。

請負・委任

国民健康保険、健康保険

派遣・職業紹介

労災保険

② 傷害保険、損害保険の加入

- シルバー人材センターは、会員が就業中に傷害などを被った場合に補償を行うシルバー人材センター団体傷害保険と、会員が業務の遂行中に他人の身体や財物に損害を与えた場合などに補償を行う、シルバー人材センター賠償責任保険に加入しています。
- 双方の保険とも、シルバー人材センターが会員を被保険者として民間保険会社と契約をしています。

